

東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛取扱要項

（趣旨）

第1条 この要項は、東金・九十九里波乗りハーフマラソン（以下「大会」という。）の協賛取扱に関して、必要な事項を定める。

（協賛）

第2条 協賛とは、大会の趣旨に賛同する法人、その他団体及び個人（以下「法人等」という。）が東金・九十九里波乗りハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

（1）大会の開催に要する運営資金の提供（以下、「資金協賛」という。）

（2）大会の開催に要する物品等の提供又は貸与（以下、「物品協賛」という。）

（協賛の募集期間）

第3条 協賛の募集期間は、実行委員会が定める。

2 実行委員会は、前項に定める募集期間を経過した協賛申込について、同項の規定にかかわらず第4条第2項に定める承諾をすることができる。ただし、協賛受領の時期により、協賛特典の一部を適用しないことができる。

（協賛の申込等）

第4条 協賛を行おうとする法人等（以下「申込者」という。）は、あらかじめ東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛申込書（様式1）（以下「協賛申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、協賛申込書の提出があった場合は、第8条の各号のいずれにも該当しないと認められるときは、協賛受領の承諾をするとともに、申込者に、東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛受領決定書（様式2）（以下「協賛受領決定書」という。）を送付するものとする。ただし、申込者が過去に大会に協賛を行った実績がある場合は、協賛受領決定書の発行を省略することができるものとする。

3 協賛を受領した場合、実行委員会は、協賛を行った法人等（以下「協賛者」という。）に対し、東金・九十九里波乗りハーフマラソン協賛受領書（様式3）の発行を行うものとする。ただし、税務処理等の理由により、協賛者からの領収書等の発行の依頼がある場合は、実行委員会の判断により対応することができるものとする。

（資金協賛の方法）

第5条 資金協賛は、現金又は銀行振込により納付するものとする。

（物品協賛の方法）

第6条 物品協賛は、実行委員会が指示する方法により、物品等を納付するものとする。

（協賛特典）

第7条 資金協賛を行った協賛者には、協賛の額に応じて別表1に定める協賛特典を与えるものと

する。

- 2 物品協賛を行った協賛者には、実行委員会が協賛品目を金額に換算した額に応じて、別表 1 を参考に協賛者と協議を行い、協賛特典を与えるものとする。協議が行われなかった場合、物品協賛者は原則別表 1 の協賛額「20 万円以上」の項目を適用する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、別表 1 に定める協賛額を大きく超える場合等は、当該協賛者と協議し、別表 1 に定めのない協賛特典を与えることができるものとする。
- 4 協賛特典の有効期間は、申込のあった当該年度の大会に係る期間とする。

(協賛申込書の不受理等)

第 8 条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、その旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教等の活動を目的とした団体、若しくは大会を特定の政治、思想又は宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 大会について、品位を傷つけ又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (4) その他実行委員会が不適当と判断した者

(大会中止時の取扱い)

第 9 条 協賛を行った大会がやむを得ない事情により中止となった場合、既に受領した協賛は、原則として返還しないものとする。

(その他)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 6 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 7 年 7 月 2 日から施行する。